

## 熊本県がん診療連携協議会幹事会の運営に関する申合せ

〔平成18年12月12日制定〕  
〔平成26年5月12日最終改正〕

(趣旨)

- 1 熊本県がん診療連携協議会要項(平成18年10月11日制定。以下「協議会要項」という。)第7条第2項の規定に基づき、熊本県がん診療連携協議会幹事会(以下「幹事会」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

- 2 幹事会は、熊本県がん診療連携協議会(以下「協議会」という。)委員の中から、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 協議会要項第2条第1項第11号の者
- (2) 協議会要項第2条第1項第12号の者
- (3) 協議会要項第2条第1項第16号の者
- (4) その他協議会議長が必要と認めた者

(任務)

- 3 幹事会は、協議会を円滑に運営するため、協議会の協議事項に係る調整等を行う。

(幹事長)

- 4 幹事会に幹事長を置き、第2項第2号の者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会の任務を掌理する。
- 6 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(報告)

- 7 幹事長は、幹事会の開催後速やかにその結果を協議会議長に報告するものとする。

(部会)

- 8 幹事会に、協議会の活動を展開するため、部会をおく。
- 9 部会の名称及び担当業務は、次のとおりとする。

| 名称      | 担当業務   |
|---------|--|
| がん診断部会  | ・画像診断に関する研修の実施<br>・病理診断に関する研修の実施<br>・診療支援医師の派遣調整 |
| 化学療法部会  | ・化学療法に関する研修の実施<br>・診療支援医師の派遣調整                   |
| 放射線療法部会 | ・放射線療法に関する研修の実施<br>・診療支援医師の派遣調整                  |

|             |  |
|-------------|--|
| 緩和ケア部会      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和ケアに関する研修の実施</li> <li>・診療支援医師の派遣調整</li> <li>・緩和ケア、ホスピスの連携体制</li> </ul>          |
| 相談支援・情報連携部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん相談支援に関する研修の実施</li> <li>・セカンドオピニオンに関する情報提供</li> <li>・地域連携クリティカルパスの整備</li> </ul> |
| がん登録部会      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん登録に関する研修の実施</li> <li>・院内がん登録の統計</li> <li>・県内のがん登録データ分析、評価</li> </ul>           |

(熊本県私のカルテがん診療センター)

1 0 がん地域連携クリティカルパスの整備を推進し、がん診療連携の充実を図るため、相談支援・情報連携部会の下に熊本県私のカルテがん診療センターをおく。

(部会長等)

1 1 部会に部会長を置き、幹事長が指名する幹事会員をもって充てる。

1 2 部会員は部会長の推薦に基づき、熊大病院の病院長が指名する。

(事務)

1 3 幹事会及び部会の事務は、熊大病院の事務部において処理する。

(雑則)

1 4 この申合せに定めるもののほか、幹事会及び部会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、平成18年12月12日から施行する。

附 則

この申合せは、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年5月12日から施行し、同年4月1日から適用する。